

2015. 1. 26

自営業後継者に税優遇

政府検討 資産相続の負担軽減

政府は小売業、宿泊業、畜産業といった自営業者の事業承継（3面きょう）を支援するため、相続税の優遇措置を拡大する。土地だけでなく、建物、機械、車など設備の評価を通常よりも減額することや、納税時期を繰り延べることを検討する。今年1月の相続増税が事業承継の障害に

なるとの声に配慮し、2016年度税制改正で議論する。地方経済を支えるねらいもある。

税優遇は、法人の形態にとらず個人で事業を営

枠が4割減った。法定相続人が2人の場合で、7000万円まで認められた基礎控除は1月から4200万円に減額され、相続財産が4200万円を超えた部分に相続税がかかるようになった。

相続資産が基礎控除の範囲内であれば、課税対象にならない。だが、非課税枠が減るため、対象者は全国で4%から6%と1.5倍に増えるとの

後継者が事業を引き継ぐ際にかかる相続税の負担が一因ともいわれる。

現在も、相続する事業用土地の評価額は、路線価をもとにした一般の評価基準よりも8割減額する特例がある。今回、さらに、建物や設備の評価額を一定額減額することを検討。事業が軌道に乗るまで猶予する案もある。

相続税は1月から基礎控除と呼ばれる非課税の

試算がある。自営業者が建物や機械などの評価額を減額すれば、相続財産が基礎控除の枠内に収まるなど税負担の軽減効果が期待できる。

後継者難で廃業も

▽自営業者や中小・零細企業のオーナー経営者が後継者に事業を受け渡すことを事業承継という。自営業者は法人の形態をとらず、個人で事業を営むため、株式の譲渡などは発生しない。経営者が亡くなり、次の後継者が引き継ぐ時に土地や建物などの資産に相続税

が生ずる。中小・零細のオーナー経営者の場合は個人の財産と株式などの経営権を整理する必要がある。

▽自営業者や中小・零細では後継者が見つからず廃業に追い込まれるケースが多い。自営業者は10年前に比べ3割減少し、全国の中小・零細は毎年20万社強廃業しているといわれる。円滑に事業を承継できるかが、全国の自営業者や中小・零細に問われている。

事業承継

自営業者や中小・零細企業向けの事業承継の支援策

対象	支援策
自営業者	建物や設備の相続税負担を軽減 2016年度税制改正に向け検討着手
自営業者と中小・零細企業	政府系金融機関が240億円の資金支援 2015年度に実施
中小・零細企業	親族以外でも株式を安く譲渡 通常国会に法律の改正案を提出
	3代目への承継にも贈与税を猶予 2015年度から実施

▽政府は事業承継への支援策を相次いで打ち出している。日本政策金融公庫は事業承継の際に必要な資金として2015年度に240億円を貸し出す。中小・零細企業向けに親族以外にも事業を譲渡しやすいするための法律の改正案も26日召集の通常国会に出す見通しだ。経営者が株式を譲渡する場合にかかる贈与税には15年度から優遇措置が広がる。創業者が生き残っているうちに、2代目から3代目に譲渡しても贈与税の納税義務が生じないようにする。

きょうのTOPIは